

平成 29 年 6 月 7 日

鶴岡中央支店及び鶴岡支店の臨時休業に関する公告

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行
取締役頭取 栗野 学

株式会社きらやか銀行は、店舗移転に伴う作業のため鶴岡中央支店及び鶴岡支店を臨時休業しますので、定款 5 条及び銀行法第 16 条第 1 項に基づき公告いたします。

記

1. 業務を停止する営業店

(1) 営業店の名称

鶴岡中央支店、鶴岡支店

(2) 所在地

山形県鶴岡市昭和町 12-63

2. 休業期間

平成 29 年 7 月 7 日（金）15 時から平成 29 年 7 月 10 日（月）9 時まで

3. 休業する業務

現金自動預払機（A T M）

4. 営業再開予定日

鶴岡中央支店・鶴岡支店は 7 月 10 日（月）より店舗を移転して営業いたします。

A T Mにつきましても 7 月 10 日（月）より新店舗にて営業再開いたします。

これまで以上にサービス向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

移転日	移転場所
平成 29 年 7 月 10 日（月）	山形県鶴岡市馬場町 8-5

以 上